

鹿児島県公安委員会告示第131号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第41条第1項により聴聞を行うので、同条第2項の規定により聴聞の期日等を次のとおり公示する。

令和7年12月10日

鹿児島県公安委員会委員長 鎌野孝清

1 聽聞の期日

令和7年12月22日（月）午前10時00分

2 聽聞の場所

鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県警察本部1階 聽聞室

3 事案番号

法第41条第2項に基づく聴聞第2号